

入札不正再発防止策について

令和元年8月1日

町では、今回の事件について、単に公共工事入札の信頼を失うにとどまらず、町民の皆様からの町役場の事務執行全体に対する信頼を失うほどの重大な事件であったと受け止めています。

適正な事務執行は行政に対する町民の皆様からの信頼の基盤であり、大前提であります。このように事務執行の適正の確保などといった問題が町政において争点化するような事態は絶対に避けなければなりません。

こうした認識のもと、この度、重大事件等調査委員会から厳しい調査結果内容を含む答申をいただいたことを踏まえ、今回のように外部からの不当な働きかけに職員が応じ、行政が歪められるといった不祥事を二度と起こさない組織づくりを目指し、以下のとおり、早急に講ずべき①入札制度の見直し、②組織の見直し、③職員倫理の向上ほかを柱とする当面の入札不正防止策をとりまとめ、組織を挙げて改善に取り組むこととします。

また、中長期的課題として同調査委員会の提言にありました内部統制体制の整備についても取り組むこととし、今後議会意見もお聞きしながら9月末を目途に取り組み方針を策定し公表することとします。

なお、現在、見合わせている公共工事の発注については、8月中旬からの本格的再開を目指します。

1. 入札制度の見直し

①情報管理の徹底

情報管理の徹底により職員の故意又は過失による情報漏洩のリスクを最小限に抑制する措置を講じます。

事項名	取り組み内容	実施時期
情報セキュリティ強化	最低制限価格算出の根拠となる設計書の電子データの管理強化（個人別パスワード管理）や設計図書の物理的な保管強化（施錠できるロッカー保管）。	元年8月

	※調査報告書P23	
決裁ルートの特短縮等	入札執行に関する決裁に添付する設計書を閲覧できる職員を最小限にとどめること、組織の見直しによる合議課数の削減、工事執行所管部署以外は設計書の添付を行わず工事概要書（設計合計金額記載）添付による決裁。 ※調査報告書P23～24	元年8月

②最低制限価格計算方法の見直し

最低制限価格の計算に人的関与を無くすことで、恣意的計算のリスクが生じないようにするとともに、計算にあたっての情報漏洩のリスクを最小限に抑制する措置を講じます。

事項名	取り組み内容	実施時期
式札廃止、中央公契連モデル式、開札直前算出	複数人による式札（予定価格調書）作成を廃止、従来の参考最低制限価格（中央公共契約制度運用連絡協議会モデル式算定方法による）をそのまま最低制限価格とする、入札会直前まで入札執行部署に計算資料が届かないようにして開札直前に計算。 ※調査報告書P2（中段下）、P9、P11、P13、P14	元年8月 ※式札は4月に廃止済

③その他

情報漏洩リスクの低減を進め国府の入札制度の動向に合わせていくとともに、より適正な積算を行う業者が落札できるよう改善を進めます。

事項名	取り組み内容	実施時期
予定価格公表の中止	一定金額以上の公共工事等について予定価格の事後公表に試行的に取り組む、適正な見積期間の設定を確保するため議会等との諸調整。 ※調査報告書P17	2年度以降
積算内訳書と入札額の一致	本年4月より既に積算内訳書と入札額を一致させるよう求めている、積算内訳書チェックの厳格化には業者のさらなる積算能力向上が必要なため今後の課題。	本年4月 ※厳格化時期は未定

2. 組織の見直し

①組織機構整備

内部統制体制の整備としての組織機構整備に先駆け、組織内部での健全な牽制関係を構築するとともに、入札監視体制を整備し適正な入札を確保できる体制を整備します。

事項名	取り組み内容	実施時期
工事執行課と入札執行課の部局分離	現在事業部監理課で所掌する入札契約事務を総務部に移管（入札契約室の新設）。	元年8月
入札監視体制の整備	第三者による入札監視委員会を条例設置して半年に一度入札事後抽出調査を実施、庁内にも部長級で構成する入札調査監視委員会を要綱設置し高落札率の入札や競争性のない1者入札など疑義のある入札について迅速な調査と監視を実施。 ※調査報告書P23、P24	元年度内

②人材確保・人材育成

絶対的な土木建築技師不足を計画的に解消し、設計積算や現場管理の技能向上のための指導体制を整備するとともに、経験豊富な技師による厳格な検査を実施できるよう体制整備を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
技師確保と人材育成機構等の設置	計画的な技師採用計画を策定し積極的な人材募集活動を展開する、技師一人ひとりの経歴管理を進め適切な指導を行う職を設置、外部組織への研修派遣を通じて技術習得だけでなく組織文化形成の担い手を育成。	2年度
検査体制充実による検査強化	厳格な検査を実施できるよう技師資格と豊富な経験を持つ複数の管理職に検査員を任命して検査体制を整備。 ※調査報告書P23	元年度内

③内部通報制度の確立

公益通報制度整備の体制整備に先立ち、職員からの内部通報窓口を設けるなど内部通報制度の整備を進めます。

事項名	取り組み内容	実施時期
内部通報制度の整備	内部通報窓口として総務部への窓口設置（企画調整課）、併せて外部弁護士委嘱による窓口設置。 ※調査報告書P24	元年度内

3. 職員倫理の向上

①職員意識実態の把握

外部からの不当な働きかけに対する認識の甘さや、脅しや誘惑に应じてしまうかもしれない心の弱さに着目し、職員意識実態把握による課題抽出を行い、今後の職員指導や体制整備に生かしていきます。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員意識調査の実施	今回の事件に対する認識、コンプライアンスに対する認識、さらには脅しや誘惑への対処能力などの職員意識実態の把握。 ※調査報告書P22	元年7月

②職員研修の実施

今回の事件を教訓に前述の職員意識調査結果を踏まえ、性善説か性悪説かではなく、心理的な弱さについて個人そして組織それぞれで克服できるよう研修プログラムを開発して実施します。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員研修の実施	一人ひとりの職員倫理の絶えざる向上に向け持続的に実施する教育プログラムの開発と実施、弁護士による実践的なコンプライアンス研修の反復実施。 ※調査報告書P21～22	元年度内

③職員行動指針の策定

職員と業者との接触のあり方について見直し、組織としての対応を徹底できるよう行動指針を策定します。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員と事業者等との接触制限	京都府の行動指針を参考に精華町発注担当職員行動指針を策定、連絡通信手段の制限や執務室のセキュリティ強化も合わせて検討。 ※調査報告書P22	元年8月

④職員倫理の明文化

職員倫理について明文化し、町民に対する誓いの形で繰り返し徹底を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員倫理に関する宣言又は条例制定	職員倫理に関する職員の町民への誓いを明文化するため宣言又は条例等を制定。 ※調査報告書P21	2年度
職員倫理に関する規定への署名・宣誓手順等による意識向上	職員倫理に関する規定への定期的な署名や宣誓手順の制定。 ※調査報告書背21	2年度

4. その他

①指名停止の厳正化

行政に対する不当な働きかけ防止のため指名停止基準を厳正化します。

事項名	取り組み内容	実施時期
指名停止基準の厳正化	指名停止措置の対象となる職員に対する働きかけの明示や不正に入手した金額を利用等した場合の指名停止措置の厳正化。	元年8月